

議員提出議案第 3 号

知立市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 9 日提出

提出者	知立市議会議員	佐藤	修
賛成者	知立市議会議員	中島	清志
	〃	杉浦	弘一
	〃	田中	健

知立市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例

知立市議会議員政治倫理条例（平成 24 年知立市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 3 号中「請負」の次に「（地方自治法第 9 2 条の 2 に規定する請負をいう。次条第 1 項において同じ。）」を加える。

第 4 条の見出し中「の工事等」を「に対する請負等」に改め、同条第 1 項を次のように改める。

次の各号に掲げる企業は、地方自治法第 9 2 条の 2 の規定の趣旨を尊重し、市との間の請負又はその下請若しくは再委託（第 1 号において「請負等」という。）に関する契約をしないこととし、市民に疑惑の念を生じさせないように努めなければならない。ただし、災害等特別な理由があるときは、この限りでない。

- (1) 議員の配偶者、二親等以内の親族又は同居の親族が経営する企業（各会計年度において支払を受ける請負等の対価の総額が地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 121 条の 2 に規定する額を超えない企業及び次号に該当する企業を除く。）
- (2) 議員が役員をし、又は実質的に経営に関与する企業

第 4 条第 2 項中「前項」の次に「第 2 号」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この案を提出するのは、地方自治法の一部改正に伴い必要があるからである。